

資料提供

茨城県県民生活環境部  
廃棄物規制課不法投棄対策室  
室長補佐：三島 昇  
TEL 029-301-3033

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

令和6年6月6日  
茨城県県民生活環境部廃棄物規制課

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2第1項の規定により、下記のとおり行政処分を行った。

記

事業者名称及び所在地	株式会社日彩 (埼玉県北葛飾郡杉戸町才羽1477番地)
許可番号	産業廃棄物収集運搬業 第00801201389号
処分年月日	令和6年6月5日
処分内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分理由	株式会社日彩の役員が、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第5条の罪により、令和3年12月22日に東京地方裁判所から禁錮1年（執行猶予3年）の刑に処せられ、令和4年1月6日にその裁判が確定していたことは、法第7条第5項第4号ハに該当し、当該事実は、法第14条第5項第2号ニに該当する。